

総量規制基準 【改定案】

1 総量規制基準値の算出方法

指定地域内事業場の総量規制基準値は、次の算式により定められます。

$$\text{COD} \quad L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素} \quad L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん} \quad L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

L：総量規制基準値 (kg/日)

C：業種等の区分ごとに知事が定める値 (濃度：mg/L)

Q：特定排出水量 (m³/日)

表1の時期区分の特定排水 (排水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。)の水量

表1 Q (特定排出水の量)の時期区分

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55. 6. 30以前の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
S55. 7. 1～H3. 6. 30に増加した水量	Q _{ci}		
H3. 7. 1～H14. 9. 30に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
H14. 10. 1以後に増加した水量			

2 総量規制基準の改定

「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲 (平成18年10月13日平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)」、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲 (平成18年10月13日平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)」及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲 (平成18年10月13日平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)」(以下、環境省新告示という。)に示される下限から上限の範囲内において、以下の(1)及び(2)により、総量規制基準に係るC値を改定し、別表1から別表3のとおりとします。

(1) 最新の処理技術動向も考慮し総量規制基準を改定

環境省新告示において、総量規制基準に係る C 値の範囲が改定された業種等の区分について、必要に応じて基準の改定を行います。

なお、新設の事業場については、現状において、適用可能な最善の技術レベルの導入が可能であるため、今回の見直しの対象区分であって、現在、三重県内において対象事業場が存在しない場合の C 値については、基本的に下限値を採用することとします。

(2) 見直しの妥当性を個別に検討し総量規制基準を改定

上記(1)の改定にあたっては、これまで指定地域内事業場において行われた汚濁負荷削減の取組と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮し、また、検討対象となる業種等の区分における使用原材料、処理工程、排水処理方式、負荷量排出実績や同一業種の水質実態、その他関連事項(既存事業場数や排水量等)にも留意のうえ、精査することとします。

3 基準適用予定日

新增設の特定排水(適用日以後に増加する特定排水の量)については、平成29年9月、既設の特定排水(適用日時点の特定排水の量)については、平成31年4月から適用される予定です。